

京都市水垂埋立地利用事業者募集仕様書

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課（以下「施設管理課」という。）が行う京都市水垂埋立地における利用事業者（以下「事業者」という。）の募集に応募される方は、この仕様書をよく読み、以下の各事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 募集目的

市有財産の更なる有効活用のため、京都市が所有する水垂埋立地における利用事業者を募集します。

2 内容

- (1) 事業者には、京都市と協議のうえ対象物件を駐車場として利用していただきます。
- (2) 利用に当たり必要な経費については、下記 5-(3)を御確認ください。

3 使用条件等

- (1) 対象物件

名称	所在地	面積
水垂埋立地	京都市伏見区淀樋爪町 5 2 8 - 1 の一部	1, 2 0 0 m ²

※ 詳細な場所については、別紙参照

- (2) 最低使用料

6 2 9, 0 3 4 円（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで）

- (3) 使用条件

以下の条件を全て満たしており、かつ、了承していること。

ア 土地の周囲にフェンス（高さ 1. 8 m 以上）を設置すること（フェンスの構造については、京都市の承認を得ること）。

なお、本件使用に関し、既存フェンスの付け替えの必要が生じた時は、京都市の承認を得たうえで事業者が付け替えること。

イ 土地の使用に当たって必要な草刈り及び整地等は事業者が実施すること。

ウ オイル漏れ等により周辺土壌に影響のないよう、アスファルト舗装を行うなど適切に使用すること。

エ 土地の使用に当たっては、隣接する本市モニタリング井戸の定期観測に支障を来さないこと。

オ 定期観測及び井戸の管理に必要な本市関係車両等が土地を通行、駐車すること。

カ 土地の使用に当たり、必要に応じて水路管理者等と調整すること。

キ 土地の使用に当たり、ガードレールを撤去若しくは移設する必要がある場合は、道路管理者等と調整し、許可を得ること。

ク 土地の上に建築物を設置してはならない。

ケ フェンス等に破損が生じた場合は、速やかに補修を行うこと。

コ 京都市において、公用又は公共用に供する必要がある時は、使用許可を取り消すことが

ある。

サ 使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、使用者は、市長が指定する期間内に自己の費用で原状に回復して使用許可財産を返還しなければならない。ただし、本市が原状に回復しなくてもよいと認めた場合は、この限りでない。

シ 土地の使用に当たっては、関係法令を遵守し、周辺環境にも十分配慮すること。

4 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していない方

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方で、次に掲げる資格を有し、かつ、**自己を証明する書類（注）を提出する方**

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと

ウ 京都市税、水道料金及び下水道料金を滞納していないこと

エ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に関係すると認められる者でないこと

(ア) 申出者又は応募者である個人及び法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき

(イ) 申出者又は応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき

(ウ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき

(エ) 申出者又は応募者である個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し又は関与しているとき

（注） 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申込みに当たって、以下の書類を提出してください（ただし、「※自己を証明する書類の提出が免除される方」を除く。）。

＜申出者又は応募者が個人であるとき＞

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

＜申出者又は応募者が法人であるとき＞

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3箇月以内に発行されたもの）

- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第 1 号様式）

※ 自己を証明する書類の提出が免除される方

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの免許、許可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記 1 及び 2 に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

※ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第 1 号様式）の提出が免除される方

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO 法人・公益社団法人・公益財団法人等の法令等により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 相手方に有益な行為を行うことにならない事務事業
自治連合会等の収益事業に該当しない使用料等が免除の案件（集会所、防災用具等倉庫用地など）など
- 3 同一年度において、同一業者から複数回の申請等を受け付ける場合、2 回目以降の申請等
- 4 指定管理者として指定されている事業者、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者 など
- 5 京都市暴力団排除条例第 6 条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

5 募集条件等

(1) 使用許可の期間

事業者に対する使用許可の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

なお、令和 9 年 4 月 1 日以降、それまでの使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長 4 年（令和 13 年 3 月 31 日まで）を限度に、引き続き 1 年ごとに使用許可を更新することができます。
納入いただいた使用料の返金はい行いませんので、御留意ください。

(2) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの使用料を記入してください。

イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに当該年度分の年額使用料を全額納入してください。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合において要する費用及びその一切の経費は事業者の負担となります。

ウ 更新後の使用料

上記 5- (1) に記載する使用許可の更新がなされた場合、更新後の使用料については、当初の使用料とします（ただし、当該年度の本市最低使用料を下回る場合は、本市最低使用料とします。）。

(3) 必要経費

以下の経費については、事業者の負担とします。

- ア フェンスの設置に係る経費
- イ 土地の使用に当たって必要な草刈り及び整地に係る経費
- ウ アスファルト舗装に係る経費
- エ 水路の機能や構造物に支障がないよう対処する経費
- オ 使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときの原状に回復する経費
- カ その他、利用に当たり必要な一切の経費

(4) 遵守事項等

- ア 募集条件等を遵守し、使用料についても期限までに確実に納付してください。
- イ 本件の使用の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。
- ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

6 応募申込手続等

(1) 申込方法

ア 郵送による場合

(ア) 申込受付期間

令和8年2月10日（火）から令和8年2月24日（火）まで（必着）

(イ) 送付先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課（担当 横川、市場）宛

(ウ) 送付方法

書留郵便で送付してください。

受付期間中に不着のときは、応募がなかったものとみなしますので御注意ください。

イ 持参による場合

(ア) 申込受付期間

令和8年2月10日（火）から令和8年2月24日（火）まで

【午前9時から正午まで、午後1時から5時まで】

※受付は平日のみ

(イ) 提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課（担当 横川、市場）まで

(2) 必要書類（1部）

ア 応募申込書 **様式1**

イ 自己を証明する書類（4 応募資格要件の(2)に該当する場合）

※ なお、事業者に決定後、「10 決定後の手続き」に記載の書類の提出が必要です。

(3) その他

- ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は一切行いません。
- イ 受付期間外の受付は、一切行いません。
- ウ 応募申込書への金額の記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- エ 使用する通貨単位は、日本国通貨（「円」）に限ります。
- オ 提出された書類の返却は、一切行いません。
- カ 書類の記入は、ボールペン又は万年筆で行ってください。
- キ 応募申込書は、京都市情報館内の施設管理課のホームページからダウンロードできます。

7 現地見学会

- (1) 実施日時 令和8年2月13日（金）
午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで
- (2) 実施場所 現地
 - ※ 現地見学会に参加を希望される方は、前日の午後5時までに、施設管理課（075-222-3964）へ事前に御連絡ください。
 - ※ 希望者がいない場合、現地見学会を中止します。

8 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書様式2にその内容を記入のうえ、持参してください。

- (1) 質問書受付期間（持参のみ）

令和8年2月10日（火）から令和8年2月13日（金）まで
【受付時間は午前9時から正午、午後1時から午後5時まで】

- (2) 質問書提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課（担当 横川、市場）まで

- (3) 質問に対する回答

質問受付期間の末日の翌日から起算して3営業日後（予定）までに施設管理課ホームページに掲載して回答します。

なお、本市において、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては、お答えしませんので、あらかじめ御了承ください。

- (4) その他

- ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話、電子メール、ファックス等）には、一切応じられません。
- イ 応募状況、審査等に関する問い合わせには、一切応じられません。
- ウ 質問書の様式は、京都市情報館内の施設管理課のホームページからダウンロードできます。

9 事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募書類を審査したうえで、「4 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「3 使用条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額を提示した応募者を事業者に決定します。

イ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定します。

(2) 決定予定日

令和8年3月3日（火）

(3) 決定後の通知及び公表

上記のとおり決定した後、各応募者へ選定結果と落札金額を通知します。

また、京都市情報館内の施設管理課のホームページにおいて、決定された事業者が、法人か個人かの区分と決定金額を掲載します。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの

イ 応募者の署名又は記名押印がないもの

ウ 同一の応募者が複数応募したときは、その全部のもの

エ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの

オ 応募価格（提案使用料）及び応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの又は漏れているもの

カ 応募者による訂正印のない応募価格（提案使用料）の訂正、削除及び挿入等があるもの

キ 事業者の決定に関し、不正な行為を行ったもの

ク その他、当該仕様書及び要項の応募に関する条件に違反したもの

10 決定後の手続

(1) 書類提出

ア 利用に係る計画書

（記載項目）

- ・利用開始までの施工スケジュール
- ・利用内容の詳細
- ・フェンス（基礎を含む）施工図面（平面図、構造図）、設計計算書、製品カタログ等
- ・アスファルト舗装施工図面（平面図、構造図）（必要に応じて）
- ・水路への対処方法（必要に応じて）

※ 利用に係る計画書については任意の様式で提出してください。

イ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないことを証明する書類

ウ 水路管理者、道路管理者との協議録

エ その他、京都市が必要と認める書類

※ ただし、ア、ウについては、本市が認める場合、不要とすることがあります。

(2) 行政財産使用許可申請

本市指定の様式により、行政財産使用許可申請書等を提出し、行政財産使用許可の手続を行ってください。

(3) 標準保証書の提出

一許可あたりの単年度の使用料が50万円を超える場合は、使用許可の申請の際に保証人予定者を内申いただき、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて御提出ください※1。

使用許可後に利用事業者及び保証人の署名又は記名等※2のある標準保証書をご提出ください。

<保証人の資格要件>

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者でなければならない。

- 1 日本国内に住所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。
- 2 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※1 法人の場合は、代表者印（丸印）、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類を求めます。

設置事業者又は保証人が個人で記名の場合は、運転免許証等の本人確認書類を求めます。

※2 保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の1/4の保証金を納付してください。

11 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続に応じなかったとき
- (2) 事業者の決定後、「4 応募資格要件」を満たさなくなったとき
- (3) 「3 使用条件等」に記載の事項に反する場合
- (4) その他、本市が行政財産使用許可の相手方として不適当と認めたとき

12 その他

- (1) 5-(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は、事業者の負担とします。
- (2) 使用予定事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合
ア 当該事業者へ損害賠償を行うことがあります。
イ 当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな使用予定事業者とするか、再公募を行うことがあります。

【問合せ先】

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課（担当 横川、市場）

電話：（075）222-3964

ホームページアドレス：

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

